

答 申

第1 審査会の結論

行政文書の開示請求に対する宮城県知事の決定のうち、次の行政文書を保有していないとする部分は、妥当である。

- 1 北九州市へ搬出している石巻市震災がれきに付着した化学物質の検査方法の内容と検査結果が記された文書
- 2 ヒ素・クロムが付着したがれきを宮城県内で埋めるより北九州市で焼却した方が安全であることを示す科学的根拠が記された文書
- 3 宮城県議会で全会一致となっている「森の長城（※）プロジェクト」にがれきを用いることが出来ず、被災地や避難者が暮らす北九州市等で広域処理でがれき焼却をしなければならない根拠が記されている文書

※ 開示請求書には「頂上」と記載されているが、以下第4及び第5においては「長城」と改める。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成24年11月7日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる文書について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ・ 北九州市へ搬出している石巻市震災がれきに付着した化学物質の検査方法の内容と検査結果が記された文書。
- ・ 北九州市へ搬出している石巻市震災がれきの放射性物質のゲルマニウム検査方法の内容と検査結果が記された文書。
- ・ ヒ素・クロムが付着したがれきを宮城県内で埋めるより北九州市で焼却した方が安全であることを示す科学的根拠が記された文書。
- ・ 宮城県議会で全会一致となっている「森の頂上プロジェクト」にがれきを用いることが出来ず、被災地や避難者が暮らす北九州市等で広域処理でがれき焼却をしなければならない根拠が記されている文書。
- ・ 北九州市への広域処理トンあたりの費用が明示された文書。
- ・ 宮城県内で処理されるがれきのトンあたりの費用が明示された文書。

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「1 笠間市向け

災害廃棄物放射能検査報告書（9月度）」及び「2 石巻ブロック広域処理比較」を特定し、部分開示決定を、下記(1)については、行政文書を保有していないとして不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年11月21日、行政文書が存在しない理由を下記(2)のとおり付して、異議申立人に通知した。

(1) 請求された行政文書のうち、不存在決定を行った文書

- ① 北九州市へ搬出している石巻市震災がれきに付着した化学物質の検査方法の内容と検査結果が記された文書（以下「本件行政文書1」という。）。
- ② ヒ素・クロムが付着したがれきを宮城県内で埋めるより北九州市で焼却した方が安全であることを示す科学的根拠が記された文書（以下「本件行政文書2」という。）。
- ③ 宮城県議会で全会一致となっている「森の頂上プロジェクト」にがれきを用いることが出来ず、被災地や避難者が暮らす北九州市等で広域処理でがれき焼却をしなければならない根拠が記されている文書（以下「本件行政文書3」という。）。
- ④ 宮城県内で処理されるがれきのトンあたりの費用が明示された文書。

(2) 行政文書が存在しない理由

- ① 化学物質に関する検査を実施していないため。
- ②から④ 請求の内容を満たす文書を保有していないため。

3 これに対し、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分のうち、本件行政文書1、本件行政文書2及び本件行政文書3を保有していないとする部分を不服とし、平成24年11月30日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、本件行政文書1、本件行政文書2及び本件行政文書3を保有していないとする部分を取消すとの決定を求めるといふものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等において述べて

いる内容によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書1の不存在について

- ・宮城県が化学物質に関し検査無しで、県外での焼却処理を依頼するとは、多くの震災犠牲者を出し痛みを知った被災県として、北九州市民の健康や人命を軽視することである。
- ・理系出身者等は、化学物質を含むものを焼く事の危険性を認知しており、化学物質焼却により未知の化学反応が起こり得ると証言している。
- ・この文書不存在決定通知は、平成24年7月31日に宮城県が北九州市と取り交わしている「災害廃棄物の処理に関する基本協定書」第3条(2)の2の協定内容を満たしていると言えるのか。

(2) 本件行政文書2の不存在について

- ・何故、検査をしないのか。何故、埋めることより燃やすことを選択するのか、明確な理由や科学的根拠データを示して頂かなければ、北九州市や近隣の自治体等で起こっている原因不明の健康被害や死亡者数の急増について因果関係は証明できない。
- ・焼却の安全性を示す科学的根拠が記された文書が不存在という事は、環境省にも科学的根拠を示す資料がないということをも物語っている。
- ・北九州市における半年の焼却により、出生数の減少等の数字に表れるデータがあるということは、翻って福島県・宮城県・岩手県での焼却の危険性を示していると言える。環境省は震災後より、「放射能の知見は無い」と認めており、焼却の安全性を裏付ける資料や論文も持ち合わせていないことが何よりの証拠である。

(3) 本件行政文書3の不存在について

- ・広域処理をする為の根拠法はあるのか。特措法は、処理をするための法律であって、根拠法とはなり得ない。根拠法とは、何らかの制度や施策を稼働させる場合に、その妥当性の裏づけ(根拠)となる法令のことである。広域処理にも、がれき焼却にも、埋め立てにも根拠法が存在しないことは法律をご存知の方には一目瞭然である。法治国家でありながら、公然と法律違反をしているということになる。
- ・広域処理を根拠法もなく、がれきの分析もなく行っているとするならば直ちにがれき搬出を中止すべきである。

(4) その他

- ・広域処理ならず宮城県でも危険な焼却をすることは辞めてください。

- ・日本全体が、放射性物質と化学物質で汚染されれば、もはや誰も健やかに生き残ることは困難となる。
- ・震災によって一番多くの犠牲者が出た宮城県が、その命の重さ尊さを知るが故に、国や企業の言いなりではなく、命を守る施策に転換して頂きたい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件行政文書1の不存在について

通常、廃棄物を焼却処理する場合、ヒ素や六価クロム等の化学物質は、焼却炉のばい煙処理施設で除去されることから、焼却する前に化学物質の検査を行う法的義務はない。また、ばい煙や焼却灰については、検査により環境への安全性を確認している。

このため、災害廃棄物についても同様に焼却する前に化学物質検査を行っていないことから、請求のあった文書は存在しない。

##### (2) 本件行政文書2の不存在について

ヒ素や六価クロムについては、災害廃棄物に限らず、防虫・防腐処理された廃木材に含まれている場合もあり、管理型の廃棄物最終処分場以外の場所に埋立てした場合、ヒ素や六価クロムが雨水等と接触し溶出することにより、土壌や地下水等を汚染するおそれがある。

これらの廃木材は、通常、廃棄物処理法の基準に従って焼却処理されており、その安全性は担保されている。

また、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理方針（マスタープラン）では、CCA（六価クロム・銅・砒素系）処理木材については、焼却処理を行うこととされている。

このため、災害廃棄物についても同様に焼却処理を行うことから、請求のあった文書は存在しない。

##### (3) 本件行政文書3の不存在について

廃棄物は最終処分場以外の場所に埋立てすることが認められていない。一方、県内の処分場の容量は限られていることから、膨大な量の災害廃棄物を埋立てするには、再生利用や焼却することにより量を減らす必要がある。

災害廃棄物の処理にあたっては、極力再生利用することにより焼却や埋立処理する量を減らしているが、それでもなお県内で処理しきれないものについて焼却及び再生利用による広域処理を行っている。よって、「森の長城プロジェクト」にがれきを用いることが出来ないことを以て焼却しているものではないため、請求のあった文書は存在しない。

なお、災害廃棄物の広域処理については、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項により、国が広域的な協力の要請及びこれに係る必要な措置を講ずるものとされており、県では国と連携して広域処理を行っている。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件行政文書について

本件開示請求に係る行政文書のうち、異議申立ての対象とされた本件処分に係る行政文書は、次のものである。

- (1) 北九州市へ搬出している石巻市震災がれきに付着した化学物質の検査方法の内容と検査結果が記された文書（本件行政文書1）
- (2) ヒ素・クロムが付着したのがれきを宮城県内で埋めるより北九州市で焼却した方が安全であることを示す科学的根拠が記された文書（本件行政文書2）
- (3) 宮城県議会で全会一致となっている「森の長城プロジェクト」にがれきを用いることが出来ず、被災地や避難者が暮らす北九州市等で広域処理でがれき焼却をしなければならない根拠が記されている文書（本件行政文書3）

### 3 本件処分について

(1) 本件行政文書1について

実施機関は、通常、廃棄物を焼却処理する場合には、ヒ素や六価クロム等の化学物質は焼却炉のばい煙処理施設で除去されることから、焼却する前に化学物質の検査を行う法的義務はないため、災害廃棄物についても同様に焼却する前に化学物質検査を行っていないと説明している。

一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）により、市町村がその区域内における一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととされている。

一般廃棄物の焼却処理については、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いた一般廃棄物処理施設において行われ、当該施設の維持管理については、環境省令で定める技術上の基準に従い行うこととされている。

この環境省令で定める技術上の基準において、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度やばい煙濃度を測定し、記録すること、また、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることが定められている。

東日本大震災により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）については、廃棄物処理法により一般廃棄物に分類され、一般廃棄物の規定に基づき処理が行われている。

異議申立人がいうところの「北九州市へ搬出している石巻市震災がれき」については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、県が事務の委託を受けた災害廃棄物の処理について、宮城県と北九州市が締結している「災害廃棄物の処理に関する基本協定書」に基づき、広域処理により処理することとした災害廃棄物であり、当該災害廃棄物に「付着した化学物質の検査」については、宮城県における検査としては、北九州市へ搬出する前の検査、すなわち焼却前の検査であると解される。

廃棄物処理法及び環境省令においては、排ガス中の濃度測定といった焼却に伴う検査については規定があるものの、焼却前に化学物質検査を実施することは定められていない。

そして、実施機関は、焼却する前に災害廃棄物の化学物質検査は行っていないと説明している。

このことから、本件行政文書1を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

(2) 本件行政文書2について

実施機関は、ヒ素や六価クロムについては、災害廃棄物に限らず、防虫・防腐処理された廃木材に含まれている場合もあり、管理型の廃棄物最終処分場以外の場所に埋立てした場合、ヒ素や六価クロム等が雨水等と接触し溶出することにより、土壌や地下水等を汚染するおそれがあり、これらの廃木材は、通常、廃棄物処理法の基準に従って焼却処理されており、災害廃棄物についても同様に焼却処理を行うことから、本件行政文書2は存在しないと説明している。

災害廃棄物の処理については、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（平成23年5月16日付け環境省通知。以下「マスタープラン」という。）により、処理の考え方、広域処理の必要性、種類別処理方法等が示されており、当該マスタープラン4の（3）において、「目視等によりCCA（クロム・銅・砒素系）処理木材と判断されるものは、廃棄物処理施設にて焼却処理を行う」こととされている。

そこで、実施機関に確認したところ、災害廃棄物のうち、異議申立人がいうところの「ヒ素やクロムが付着したがれき」については、マスタープランに基づき焼却処理していると説明している。

このことから、実施機関においては、国から示されているマスタープランに基づき「砒素やクロムが付着した」災害廃棄物を焼却処理しているのであって、埋立て処理する場合と焼却処理する場合について県独自に科学的な検証結果を用いて処理方法を決定しているものではないと考えられることから、本件行政文書2を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

### (3) 本件行政文書3について

実施機関は、災害廃棄物は最終処分場以外の場所に埋立てすることが認められておらず、県内の処分場の容量は限られていることから、膨大な量の災害廃棄物を減らす必要があり、当該廃棄物の処理にあたっては、極力再生利用することにより焼却や埋立処理する量を減らしているが、それでもなお県内で処理しきれないものについて焼却及び再生利用による広域処理を行っており、「森の長城プロジェクト」にがれきを用いることができないことを以って焼却しているものではないため、本件行政文書3は存在しないと説明している。

災害廃棄物は、廃棄物処理法における一般廃棄物に分類されるが、同法の規定により、最終処分場以外の場所へ埋設することは認められていない。

災害廃棄物については、「災害廃棄物処理指針」（平成23年5月30日付け宮城県環境生活部策定。以下「処理指針」という。）Ⅲの1の（3）

において、災害廃棄物の対象と分類が定められており、対象となる災害廃棄物は、おおむね可燃物、不燃物、特定品目及びその他に分類されている。そのうち、可燃物については、木くず、廃プラスチック類、廃タイヤ、可燃粗大ごみ（家具、絨毯、畳等）、その他（紙製品、布製品、衣類等）とされている。

この可燃物に分類されている災害廃棄物が、焼却処理の対象とされているものである。

また、災害廃棄物の処理方法については、処理指針により、「原則として一次仮置き場で可燃物、不燃物、特定品目に分別してから、二次仮置き場に搬送する。その後再生利用できるように中間処理し、極力、焼却処分や埋立処分する量を減らすものとする」こと、宮城県災害廃棄物処理実行計画（宮城県策定）においても「分別・破碎等の処理により、木くず、金属くず、コンクリート・アスファルトくず等を中心に可能な限り再資源化を図ることで、焼却や埋立てする災害廃棄物量の減量化に努め」ることが示されている。

このことから、災害廃棄物については、再生利用可能なものは再資源化等を図りながら再生利用を行い、その結果、再生利用不可能な可燃物が焼却処理の対象とされていることとなる。

そして、焼却処理された災害廃棄物の焼却灰についても再生利用可能なものは再生利用することとされており、燃え殻（主灰）については、造粒固化した上で再生資材として港湾の埋立工事等の公共事業に活用されている。他方、再生利用できないばいじん（飛灰）については最終処分場へ埋立処分されることになる。

実施機関は、上述のとおり、災害廃棄物を再生利用や焼却処理することにより量を減らしているものの、県内で処理できる量には限界があることから、広域処理を行っていることを説明している。

この災害廃棄物の広域処理は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号。以下「特措法」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成24年3月16日付けで野田内閣総理大臣及び細野環境大臣名により、被災団体以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請が行われたことを受け、宮城県知事と北九州市長が「災害廃棄物の処理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結したことにより実現している。

広域処理の対象とされる災害廃棄物については、当該廃棄物の受入先との調整により決定されるものであり、本件開示請求の対象とされている北九州市へ処理を委託している災害廃棄物については、基本協定書第3条の



規定により、主な組成が木くずである混合可燃物とされており、焼却処理によるものが対象とされている。

これらのことから、災害廃棄物の処理については、廃棄物処理法をはじめ、東日本大震災に伴い国から示されているマスタープランや県で策定している処理指針、宮城県災害廃棄物処理実行計画等により定められている災害廃棄物の処理方法に基づき処理が行われていること、また、県内で処理しきれない災害廃棄物については、特措法に基づく国の要請を受け締結された基本協定書に基づき広域処理が行われていることが認められ、「森の長城プロジェクト」に災害廃棄物を用いることができないことを以って焼却処理しているものではないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点は認められない。

このことから、本件行政文書3を保有していないとする実施機関の説明は、首肯し得るものと認められる。

#### 5 異議申立人の主張について

当審査会は、本件処分のうち、本件行政文書1、本件行政文書2及び本件行政文書3の存否に係る部分の妥当性について判断を行うものであり、災害廃棄物の化学物質検査を実施すべきかどうか、また、当該廃棄物の焼却処理や広域処理の妥当性に係る異議申立人の主張の適否については、当審査会の判断する内容ではない。

#### 6 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分のうち、本件行政文書1、本件行政文書2及び本件行政文書3を保有していないとする部分は、妥当である。

### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 1. 31	○諮問を受けた（諮問第195号）。
25. 3. 21	○異議申立人から意見書を受理した。
25. 4. 19 (第320回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 5. 22 (第321回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 6. 27 (第322回審査会)	○実施機関から処分理由等を聴取した。
25. 7. 29 (第323回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 8. 27 (第324回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿

(平成25年9月26日現在)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
坂野智憲	法律家	
渋谷雅弘	学識経験者	
杉山茂雅	法律家	会長
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(五十音順)